

完成検査済証再交付申請書

1 内 容

完成検査済証を亡失、滅失、汚損又は破損したため、再交付を求めるときに使用します。

【根拠条文 危政令第8条第4項】

2 手続き

- (1) 申請書1部を予防課危険物係に提出し、書類審査を受けます。(控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。)
- (2) 職員が申請した危険物施設の状況を確認します。
- (3) 支障がないと認められると、完成検査済証が再交付されます。

3 提出時期

完成検査済証の再交付を受けようとするとき。

4 添付資料等

- (1) 汚損又は破損した場合は、当該完成検査済証（紛失した場合には不要です。)
- (2) 申請する危険物施設の平面図
- (3) 許可書の写し

5 その他

紛失して再交付を受けた後、再交付を受ける前の完成検査済証を発見したときには、申請する前の完成検査済証を10日以内に所轄消防署に提出しなければなりません。

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

危政令 → 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則 → 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

市危則 → 新都市危険物規制規則（平成17年規則第178号）